

南部箕蚊屋広域連合告示第15号

令和2年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月4日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年8月21日（金） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

松 田 悦 郎	杉 本 大 介
井 藤 稔	景 山 浩
乾 裕	幸 本 元
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和2年8月21日（金曜日）

議事日程

令和2年8月21日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第13号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第5 議案第14号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第15号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第7 議案第16号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第8 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第9 議案第13号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第16号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告

- 日程第4 議案第13号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第5 議案第14号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第15号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第7 議案第16号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第8 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第9 議案第13号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第16号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(10名)

1番 松田悦郎	2番 杉本大介
3番 井藤稔	4番 景山浩
5番 乾裕	6番 幸本元
7番 細田栄	8番 真壁容子
9番 細田元教	10番 秦伊知郎

欠席議員(なし)

欠員(なし)

職務のため出席した者の職氏名

書記長 藤原 宰 書記 三宅祐志

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	副広域連合長	森 安 保
副広域連合長	中 田 達 彦	会計管理者	泉 潤 哉
事務局長	中 原 孝 訓	事務局次長	湯 浅 香緒利
主任	奥 田 悠 斗	監査委員	仲 田 和 男

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

さて、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。第二波の到来とも言える感染拡大により、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底、不要不急の外出自粛など、新しい生活様式の重要性を改めて認識していかなければならないと考えています。日常生活に注意を払い、感染拡大の防止に注力していただきたいというふうに考えています。

また、本年は、南部箕蚊屋広域連合におきまして、第7期介護保険事業計画の最終年度でもあります。来る8期の事業計画が将来の地域住民の信頼と安心に結びつくように、連合議会としても介護保険のさらなる充実及び発展を進めていかなければなりません。

本定例会に提出されております議案につきましては、令和元年度一般会計決算の認定及び特別会計決算の認定、令和2年度一般会計補正予算等であります。いずれも地域住民の信頼と安心を得るために極めて重要な議案であります。

議員各位におかれましては、真摯な議論により、適正かつ妥当な議決に達することを切望し、開会の御挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

連合長挨拶

○広域連合長（陶山 清孝君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、皆様におかれましては、不安な日々をお過ごしのことかと思えます。一日でも早い終息を願うばかりでございますが、本日、第3回南部箕蚊屋広

域連合定例会を招集しましたところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から議員活動を通じまして本広域連合の行っております介護保険事業の運営に御協力、御支援をいただいていることに、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、皆様御承知のことと思いますが、地域共生社会の実現や認知症施策の地域社会での推進などを盛り込んだ改正介護保険法が本年6月5日に可決、成立されました。また、社会保障審議会介護給付費分科会においては、令和3年度の介護報酬改定に向けての議論も進んでいるところでございます。本広域連合におきましても、第8期計画の策定作業をスタートし、今後、様々な検討を進めてまいる所存でございます。

本定例会には、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算、令和2年度の補正予算など4議案を提案しております。慎重に御審議いただきまして、全議案とも御賛同、御承認いただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

午前10時10分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は10名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、細田元教君、1番、松田悦郎君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第13号 から 日程第7 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。日程第4、議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第13号から日程第7、議案第16号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、提案をさせていただきます。

まず、議案第13号でございます。令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、事務局のほうから説明を行います。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。議案第8号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳出決算について御説明いたします。

まず、決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億1,051万3,337円、歳出総額5億800万6,827円、歳入歳出差引き額250万6,510円で、翌年度に繰り越すべき財源の46万5,000円を……。すみません。間違えました。訂正します。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

事務局長、よろしくお願いします。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億3,195万5,452円、歳出総額5億2,860万4,552円、歳入歳出差引き額335万9000円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は335万9000円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済額4億9,798万1,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済額846万7,100円、これは低所得者保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済額467万8,975円、主なものは、低所得者保険料軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済額1,017万2,481円、これは過年度分の町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済額250万6,510円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済額814万9,386円、主なものは、介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億3,236万4,000円に対し、収入済額5億3,195万5,452円でございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。1款議会費、支出済額82万9,246円。2款総務費、支出済額7,035万9,428円、主なものは、町村派遣職員給与費負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済額4億5,741万5,878円、主なものは、介護保険事業特別会計への繰出金、地域包括支援センター職員の給与費負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出の合計といたしまして、予算額5億3,236万4,000円に対し、支出済額5億2,860万4,552円、不用額は375万9,448円でございます。

続きまして、16ページの財産に関する調書でございます。

公有財産に該当するものはございません。物品につきましては、取得価格10万円以上の備品を計上しております。ネットワーク中継機器及びノートパソコンをそれぞれ1台、伝送媒体接続装置12台について、耐用年数の経過により処分しております。債権につきましては、該当する

ものをごさいます。基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が前年度末現在高6,776万8,210円、積立額2,121万9,251円、取崩し額ゼロ円、年度末現在高は8,898万7,461円でございます。

以上、一般会計でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第14号をよろしく願います。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、続けて14号を御説明いたします。

令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

詳細については、事務局長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。続きまして、議案第14号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額30億8,211万2,079円、歳出総額29億7,297万996円、歳入歳出差引き額1億914万1,083円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億914万1,083円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページをお開きください。1款保険料、収入済額6億3,528万8,120円、不納欠損額236万4,140円、収入済額718万4,740円でございます。2款使用料及び手数料、収入済額4万3,840円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済額7億927万4,212円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。4款支払い基金交付金、収入済額7億9,301万1,000円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済額4億3,841万6,831円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済額4億575万1,900円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。7款諸収入、収入済額149万1,386円、主なものは、交通事故による第三者納付金でございます。8款繰越金、収入済額9,880万4,539円、前年度の繰越

金でございます。9款財産収入、収入済額3万251円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額30億7,346万4,000円に対し、収入済額30億8,211万2,079円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款総務費、支出済額1,719万9,425円、主なものは、要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済額27億8,537万9,215円、これは介護保険の給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済額7,647万2,110円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款基金積立金、支出済額2,121万9,251円、これは介護保険介護給付費準備基金の積立てでございます。5款公債費の支出はございません。6款諸支出金、支出済額7,270万9,955円、主なものは、過年度分の国県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。7款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額30億7,346万4,000円に対し、支出済額29億7,297万9,996円、不用額は1億4,9万3,004円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査の意見書が提出されております。審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員、よろしく願いいたします。

○監査委員（仲田 和男君） おはようございます。監査委員の仲田でございます。令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、審査報告を行います。お手元の審査意見書を願いいたします。

1ページをお願いいたします。審査の概要でございます。期間及び場所でございますけれども、令和2年7月3日、南部町役場の第2委員会室におきまして、細田監査委員と監査を実施したところでございます。審査の概要につきましては、記載の1から4の諸点につきまして、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を精査するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施したところでございます。

第2、審査の結果でございます。1、審査計数の状況でございますけれども、審査に付された令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書について、計数は正確で誤りは認められません。関係諸帳簿及び証拠書類と合致しているところを認めたところでございます。また、予算の執行は適切であり、収入、支出、財産管理の事務は適正に行われ

ているところを認めたとところでございます。

2ページをお願いいたします。決算の概要につきましては、事務局より説明がなされますので、ここでは省略いたします。

3ページをお願いいたします。審査の意見を申し上げます。

令和元年度は、第7期介護保険事業の2年目であります。介護保険の運営状況では、介護給付費の支出額が計画事業費に対しまして96.8%、保険料収入額は101.3%とおおむね計画どおりの実績になっております。保険料の収入状況につきましては、現年度分の収納率は前年度と同じ割合となっておりますけれども、滞納繰越分の収納率については若干上がっておりましてでございます。保険料収納の確保につきましては、制度の運営上及び公平性の観点からも非常に重要でありますので、引き続き構成町村との連携を図りながら収納率の向上に努めていただきたいと思います。

ここ数年、第1号被保険者の数が増加しておりますが、一方、介護保険者数や認定率は低下しておるところでございます。このことは、医療への転換などの複数の要因が考えられますが、特に構成町村において拡充を図っておられる介護予防事業の効果が現れてきておるのではないかという具合に思われます。今後とも、構成町村と連携を図りながら介護予防及び健康づくりを推進し、高齢者の方の健康増進に努めていただきたいと思います。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度であります。計画の進捗管理において把握した諸課題を踏まえながら、第8期計画の策定をお願いしたいと思います。

高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、今後とも、構成町村及び関係機関と密接な連携を図り、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を着実に推進されることを期待いたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で監査報告を終わります。

続いて、行きます。議案第15号、よろしくをお願いいたします。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第15号を御説明いたします。令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,926万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,476万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事務局長のほうから説明に当たります。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。議案第15号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。49万円を増額し、49万1,000円とするものです。これは介護保険システム改修等に係る補助金でございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。1,542万5,000円を増額し、1,542万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。334万9,000円を増額いたしまして、335万円とするものでございます。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。1,870万6,000円を増額し、7,608万6,000円とするものです。これは会計年度任用職員の雇用保険料及び過年度分の町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。8万7,000円を増額し、4億7,625万3,000円とするものです。これは介護保険利用者負担軽減事業に係る負担金及び補助金の返還金の増額でございます。4款予備費でございます。47万1,000円を増額し、140万円とするものです。これは歳入歳出の差額調整による増額でございます。

以上、一般会計でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第16号をよろしく申し上げます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、引き続いて、議案第16号について御説明します。令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,396万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,696万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細にわたりましては、事務局長が当たります。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金、2目地域支援事業支援交付金でございます。51万3,000円を増額し、1,647万1,000円とするものです。これは前年度実績に伴う追加交付分でございます。6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。2,568万5,000円を減額し、ゼロ円とするものです。これは、前年度決算に伴う繰越金のうち保険料収入に係る部分を歳入に充てるため、繰入金を減額するものでございます。8款繰越金でございます。1億913万6,000円を増額し、1億914万1,000円とするものです。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費でございます。4万円を増額し、172万7,000円とするものです。これは収納手数料の増額でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費でございます。予算の増減はございませんが、充当財源の変更をしております。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。964万6,000円を増額し、966万8,000円とするものです。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積立てでございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。5,889万3,000円を増額し、5,889万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う国県負担金等の返還金でございます。6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。1,542万5,000円を増額し、1,542万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための一般会計への繰出金でございます。

6ページに移りまして、7款予備費でございます。4万円を減額し、138万6,000円とするものです。これは歳入歳出の差額調整による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部より説明いただきました議案第13号から議案第16号までにつきまして、この後、総務民生常任委員会に付託いたしておりますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な質問につき

ましては、総務民生常任委員会で行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和元年度の一般会計の決算についてお尋ねいたします。尋ねる内容は、決算書で見ると5ページ目の1款1項1目町村負担金の件です。

今回、町村負担金が、幾らでしたっけ、4億9,798万ですね。それで、これの負担割合が、均等割が10%、共通経費については高齢者人口割が90%、例えば保険給付等については均等割10%で給付費割が90%であります。介護保険が始まって20年たちました。この間、共通経費や様々な経費についての市町村負担金のことが広域連合でも論議になったことがありました。当初出発は均等割が15%でしたよね。そのことが、各町村からの意見が出て、負担割合が10%ってなってきました。私、この間いろいろ広域連合や西部広域等の事業を見ていく中で、この共通経費やそれぞれの経費に対する負担割合の考え方について、どうなんだろうかなってやっぱり疑問を持ったわけです。当初、20年前に始まったときは、均等割15%が各町村の大きさによって違ってくるものですから、いわゆる負担割合が均衡ではないのではないかという話になったわけですよね。こういうふうに広域連合と各町村が組むときに、これは連合長にお聞きしているんですけども、均等割というところがなければいけないという、何かそういう決まりがあるんですか。私、どれ見てもよく分からないわけで、本来であれば、一番すっきりするのは、いわゆる給付費割等にしていくのが筋ではないかなというふうに思っているんですけども、やはり今後、人口の動向とか取組によってもいろいろ違いがあってくると思うんですけども、その辺で、公平感を持っていくということについてのこの負担割合の考え方についてお聞きしておきたいと思うんです。内容は、均等割というのはなくてはいけないものなのかという点ですけど、どうなんでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。なかなか均等割があるべきなのかどうかというのは、その団体を設置したときの設置理由や、それからそのときの構成団体の構成、そういうこといろいろ出てくると思います。今、議員がおっしゃられたように、これまでも紆余曲折した広域連合の経過もありますので、未来に向かってはいろいろな議論があっただけだと思えます。ぜひそういう御意見を聞きながら、その時々で適切な負担というものが大事だろうと思っています。

す。3つの自治体が構成していますので、しっかりと御議論いただければいいじゃないかと思っています。私はこうしかるべきだということは基本的にはないと思っています。その時代に合った基本的な考え方というものは、その時代の中で考えていかなくちゃいけないと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は、この一般会計で一番論議になってくるのはこの負担割合ではないかなというふうに思っています。今後の広域連合を展望していく中でも確認しておきたいこと、先ほど連合長が言われたのは、恐らく副連合長も同じ考え方かなと思うんですけども、10%とか均等割にこだわるものではないというふうに答弁いただいたというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。そのことの確認と、ちなみに教えていただきたいのは、時代の流れの中で考えていくことというんですけども、今の時代の流れで負担割合が10%としてあるというのは、どういう考え方で10%になっているのかということについては説明できるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。この課題については、ここに3人おりますけれども、具体的な議論をまだしたことはありません。そういう課題が出たということであれば、それを各基礎自治体に持ち帰って議論することは大事なことだろうと思っています。

しかし、基本割というものをこれまで取り入れてきた、そのベースというのは必ずあると思っています。単純に人数割ではないところの重要性というものは、客観的にこういうことだと私もここでは申し上げられませんけれども、それがあからこそ均等割というものがきっとあるんだろうと思います。それが3つの自治体の中で適切なのかどうかという点をこれから議論していくべきであろうと思っています。20なのか15なのか10なのか、その辺りのところの数字の根拠というものは私は持ち得ていません。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 委員会でも聞けることかと思しますので、先ほど連合長がお答えになっているので、もし分かればお答えいただきたいんですけども、こういうふうに連合を組むときに、この負担割合を均等割を入れるというのは法的根拠があるのかってということと、今、連合長が述べられた均等割にはそれなりの理由があるんだろうということについて、どのように広域連合では位置づけているんですか。話合いがないのであれば結構ですけども、もし分かれば教えてください。この考え方。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。こちらの町村負担金の均等割につきましては、私のほうも均等割の経緯というものは存じておりませんが、介護保険事業を運営するに当たりまして必ず必要となる経費というのがございます。それは町村の規模によらず必要となる経費というものがございます。その部分を考慮したのではないかというふうに感じているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合……。これは終わったのかな。一般会計歳入歳出決算……。発言する者あり）特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。（「特別会計ですね」と呼ぶ者あり）特別会計です。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 特別会計のところについてお聞きしたいのは、どこでしたっけ。申し訳ございません。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。説明資料の4のところに出てきます。ここが一番分かりやすいと思います。6ページの保険者機能強化推進交付金の問題です。連合長、この保険者機能強化推進交付金というのは、いろいろと介護保険法が変わっていく中で、ここに書いてあるように、高齢者の自立支援と重度化の防止等をより進めてきているところとか進めている事業等を行っているところを支援していこうということで交付される交付金で、これができるときに、例えば都道府県の知事会や市長会等が、こういうお金の出し方をすると市町村で競ったような形になってきて、おかしいのではないかと、もしそれをするのであれば、調整交付金等を上乘せすることのほうがいいのではないかとという賛否両論があった件なんですよ。今回、この調整交付金が、金額とすれば大きな金額ではないんですけども、それでも全額国から来るもんですから見たら、南部町、伯耆町、日吉津村等について、それぞれお金が入ってきて、この金額になるんですよというふうに書いてあるわけですよ。この取組について、連合長はどんなようにお考えでしょうか。例えば自立支援、重度化防止ということをした場合、ここで言われているのは、いわゆる介護の中で卒業するという言葉が出てきたのもこの頃だったんですね。卒業させていく。要は介護から要介護を離れてくる人をつくっていくんだという問題。自立ということですからね。そういうことをやっていこうかということではなかった件ですけども、このような取組がもしかすれば認定率を下げたりとか、保険給付費が下がっていく一つの原因になっているのではないかなと私は思っているんですよ。そういう見方で今回のアンケートやこの実施したのも見せてもらったんですけども、連合長はこの保険者機能強化推進交付金の目的とやり

方についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 保険者機能強化推進交付金につきまして、詳細について、事務局長のほうから説明させていただきます。

こちらの交付金のほうは、入ってくる評価の内訳につきましては、委員会のほうで説明をさせていただきます。こちらの交付金のほうは、各町村の介護予防事業、地域支援事業の取組の中で使っておりまして、高齢者の自立支援、重度化防止に関する目的の交付金でありますので、地域支援事業のほうの一般介護予防事業、それから包括的支援事業・任意事業の費用に充てさせていただいているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、中身はそうだとということなので、要は、介護保険の運営をしている広域連合の中に、介護保険をなるべく使わないように予防に力を入れる。これ、この広域連合の責任でやってるん違うんですね。国の仕組みはそうになっていますからね。介護保険事業の中で介護保険を使わないように、なるべく、予防に力を入れようということをやっているわけですよ。結果としてこれは、委員会でも聞くんですけれども、どうしてもここで聞いておかないと、連合長いから聞くんですけど、今回の令和元年度の事業が計画値から見たらどんな数字が出てくるかという、これはいろいろ場所がなくなってきたという理由もあるんですけど、大きいところでは短期入所がぐんと減っている問題、これは場所がなくなったということはあるんですけど、しかし、全体から見たら、執行率というのは計画値から見たら下がっているんですよ。その一番は認定率が下がってきた問題。監査が指摘しているように、高齢者人口は上がったけれど、認定率が下がったのは、予防ができていないのではないかという希望的観測。私たちがそれを持ちたいところなんですけども、確たる証拠というのはいわゆる、全国的にはこの動き、どう見られているかという、卒業とか自立ということについて、要はサービスを受ける人たちを狭めている結果になってきているということを言われているんですけども、連合長はこのような考えについて、介護保険を運営している責任者としてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今回の一般質問の中でもアンケートについての御質問をいただいていますので、あまりここで詳細は申し上げませんが、今、給付のほうのが、決算を見ていただいたとおり減ってますね。当初予定していたよりも減っています。この辺の確たる証拠というものをまだ私どもも持ち合わせていません。ただ、私どもの暮らしの周りを見ま

すと間違いなく変化している。それは、御家族の中でおられる高齢者の方は、今、真壁議員が言われたように、ショートステイだとか、そういうことを使いながら、家族は、お仕事をするためには、おじいちゃん、おばあちゃん、申し訳ないけど、ショートステイで何曜日と何曜日はお世話になってねと。しかし、もう一步進んで高齢者だけの御家族になると、その中でショートステイというのが非常に使いにくいだろうなと思います。現実には私の知り合いもそういう状況にあります。そういう社会の構造が、家族の中で一緒に高齢者というより、核家族化が進んだ現実というものもきっとあるのではないかなという具合に思ってます。そういうことにこれからも連合は的確に対応できるようなまた構成を考えなくちゃいけませんし、介護保険、または介護保険ばかりではなくて、医療もセットになった新たな体制が必要だろうと、このように思っています。私は、介護予防ということで皆さんがお元気で過ごされて、その結果として介護給付費が落ちたということを言いたいんですけども、まだ確固たるものはありませんけども、ぜひそういうふうになるように、皆さんと共に努力したいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 続きは委員会のほうでさせていただきます。

もう一つ聞いておきたいのは、要は滞納の件です。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時04分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（8番 真壁 容子君） 続けていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） どうぞ。

○議員（8番 真壁 容子君） 次の質問は、滞納状況の件です。これも資料に基づいて質問させてもらっております。平成27年度から令和元年度までの滞納者数の数を出していただいております。年々上がってきている状況、特に28年から29年にかけては桁が上がってきました。今回、令和元年度は98人。恐らくこのようにいくと、令和2年度については3桁の滞納者が出てくるし、もっと出るかもしれないという予想はつきますよね。私、今、9ページの分を見ているんですけども、次の参考までにのいわゆる所得段階別の滞納者数を見た場合、要は第5、6段階でちょっと大きくなってきているのは、これはもしかしたら払い忘れとんなるかもしれないんですけども、いわゆる普通徴収でお金が入ってきてないというところですよ。ここは明らかに低

所得者でお金が払えていないという数字も上がってきているわけですよ。御存じのように、介護保険というのは8割の方々が掛け捨て保険で、一生のうちに掛け捨てで終わっちゃう保険なんです。何らかの形で救済策を取らねばいけない時期に来ているのではないかと私は思うんですけども、連合長はこの数字を見てどんなふうに思われますか。やはり負担になっているのではないかとこの件ですね。そういう意味では、私は、時効2年でいわゆる不納欠損していくというのはありだというふうに思っているんですけども、この点について、連合長はどんなふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私も介護保険が負担になるという声も聞いていますし、さらには私もそうだろうなという値段になっています。いかに保険を抑えながら介護保険事業を進めていくのかということが大きな課題だろうと思っています。そういうことに向けて、今検討してます第8期についても、やはりお金のことが心配するということだろうと思いますので、ぜひともその辺りのところを重点的にどうすれば負担が少なくてこの介護保険の事業を運営できるのか。今言われましたように、結局元気でおられる、介護保険が使われないということがやはり安くする一番の大事なところ。保険ですので、みんなで支え合うということに尽きるという具合に思います。ぜひとも第8期というものについて、成熟した介護保険の在り方というものを議論していきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第15号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 補正予算のところで連合長にお聞きいたします。細かいことは委員会でお聞きします。

やはり今回の介護保険の令和2年度でやっぱり問題になってくるのは、今回のコロナの影響がどう出てくるかだと思うんです。どこに出てくるかというと、住民の暮らしがどうなっているかというところで聞いたら、低所得者がコロナで困っている例が出てきている。これが都市部と違

って町村では年金暮らしが多い中で、例えば失業したとかということがどういうふうに高齢者に跳ね返るかっていうところは分からないんですけども、私たちが最大限努力するのは、今回、決算したときに思った以上に滞納があったとか、そういうことを防がんといけんと思うんですよ。そういう意味でいえば、前回の臨時議会で介護保険に伴っての減免制度をつくりました。この減免制度は、よく見とったら、例えば、年金暮らしの方はなかなか大変かと思うんですけども、自営業者等について見たら、所得が減ったってということさえ証明できれば何とかなるんですよ。そこにかけて、なるべく滞納を起こさないためには、これを広く知らしめていって、減免制度を大いに使ってもらおうということが必要ではないかと思うんですけども、その点を強化するという考えはないんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。コロナの関係の減免につきましては、各町村のほうの広報で実施をしていただくように進めているところなんですけれども、実際のところちょっと広報のほうは伯耆町が実施をしております、ただ、この減免につきましては、後期高齢者医療や国保の保険のほうも併せて同じような内容でしているところもありまして、町村の各部署で連携をして受付を進めていただいているといったところです。本広域連合としましても、広く皆様のほうに御周知をしたいと思っておりますので、このたび発行します広報やまびこのほうで改めてまたこのコロナ減免について周知をさせていただくように予定をしております。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど執行部の方が述べられたんですけどもね、広く広報しているかということ、なかなか住民にまだ知らされていないところがあるわけですよ。例えば国保も同じようなことをやったんですけども、国保が言っているのはね、全国的に言っているのは、ほとんどあれ見た場合は自営業者の方だったら該当するのではないかというふうに言われているんですよ。所得減が分かればいいんですから。所得でしたよね、たしか。前年度と比べて分かればいいんですよ。今、農家の方々なんかは持続化給付金等も、その制度を使って何とかできないかということ、せっかく国がした制度をどうしたら自分とこの住民が救えるようなことになるかということ、動き出しているときなんですよ。そういう意味でいえば、先ほど執行部が言ったように、各町村も広域連合も一緒になって、国保と連動して介護保険の減免制度を大いに利用してもらおうということをやるとすべきだと思うんですが、連合長はそういう認識はありますか。なかなか使いにくいんじゃないかって思っているんじゃないですか。私は自営業者はほとんど該当すると思ってるんですよ。その点どうなんですか。ちょっと連合長の意見を聞きたいです。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。南部町だけのことを言えば、国保ばかりじゃなくて、いろいろなコロナ対策で私の名前で決裁が回ってきますので、多くの関係の皆さんがコロナ減免を受けておられるなどというのは実感として持っています。ただ、今言われましたように、じゃあ一般の方が自分がコロナによって国保の影響があるのか、介護保険が影響があるのかってなかなか分かりにくいことだろうと思っています。私自身もその辺りのところは、一般の人の暮らしの中でそれが適用できるのかどうか、それから証拠書類がどうなのかというところ、詳しいところは私もよく分かりません。ただ、今、事務局長が言いましたように、ある制度ですので、これを十分に分かりやすく広報するというのは私どもの責務だと思いますので、その辺りは努力していこうと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

これで暫時休憩をいたします。委員会の再開は11時30分。委員会室で行いますので、委員会を持っていただきますようによろしく願いいたします。

午前11時14分休憩

午後 2時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第8 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、広域連合行政に対する一般質問を行います。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁時間を合わせた時間が1時間の総合時間制としています

ので、よろしくお願いいたします。

8番、真壁容子君の質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより一般質問を行います。4点にわたって行います。答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目は、算定特例に伴う利用者の負担増を問います。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減などで介護報酬が減少する介護保険の通所系サービスなどの事業所の介護報酬算定を引き上げる特例の事務連絡を都道府県に出しています。問題は、利用されている方の利用料負担が増えることです。各地で批判の声が上がっていますが、当連合内での状況と対応についてお伺いします。連合長には、利用料負担増ではなく、かかった経費は国の予備費から支出することを求めてほしいという内容です。よろしくお願いいたします。

第2点目、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を受けての対応を問います。

第8期介護保険事業計画の策定に向けて、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者について、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をした結果が出ています。目的を地域の抱える課題を特定することとしていますが、結果から何が課題と特定し、その対応をどうすべきと考えているのかを問います。

3点目、在宅介護実態調査結果とその対応を問います。

同様に、次期計画に向けて、在宅の要支援、要介護認定を受けている高齢者を対象に、在宅介護実態調査が行われています。要介護者の在宅生活の継続、介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方を検討するのが目的だとされています。検討項目を4点上げられていますが、項目ごとに検討課題が上げられています。これについて、結果からどのように対応しようと考えているのかを問います。

第4点目、第8期介護保険事業計画策定を問います。

第7期介護保険事業計画の中間年である令和元年度の決算、今年度の動向を見ながら、次期の計画を問います。問う中身は、保険料をどうするかということです。高齢者で構成する1号被保険者の関心は保険料です。令和元年度の決算、令和2年度の動向を見ながら、その見通しについてどのように考えていこうとしているのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員からの御質問にお答えしてまいります。

まず、介護報酬の算定特例についての御質問を頂戴いたしました。

この算定特例は、通所介護及び通所リハビリテーションなどの通所系サービス事業所と短期入所生活介護や短期入所療養介護の短期入所系サービス事業所について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を適切に評価する観点から、令和2年6月1日付の通知で厚生労働省から示された介護報酬上の臨時的な取扱いでございます。

内容としましては、通所系サービス事業所については、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定可能とするものでございます。短期入所系サービスについては、提供するサービス日数に応じて緊急短期入所受入れ加算を算定可能とするものでございます。いずれの場合もサービス提供状況によって一月当たりの算定回数には制限がございます。また、算定に当たっては、介護支援専門員と連携した上で、利用者から事前の同意を得る必要がございます。

本広域連合管内の算定状況につきましては、この算定特例が既存の報酬区分を利用しており、給付実績だけでは通常の報酬と見分けがつかないため、把握できていない状況でございます。

本広域連合としましては、介護保険制度の枠組みの中で、国から示された取扱いであり、算定は可能とする立場でございますが、新型コロナウイルス感染症予防の対応状況が各事業所で異なることから、報酬の趣旨を踏まえ、各事業所において算定の判断をしていただくものと考えております。

また、算定に当たっては、事業所が利用者にその趣旨を丁寧に説明する必要があること、同意が得られなかった場合もそれを理由に利用者がサービス提供を拒否されるなどの不利益があってはならないものと認識しているところでございます。

次の介護予防・日常生活圏ニーズ調査についての御質問及び在宅介護実態調査についての御質問につきましては、後ほど事務局長から答弁させていただきます。

続いて、第8期介護保険事業計画の算定についての御質問でございます。

まず、第7期計画の中間年である令和元年度の介護保険の運営状況については、介護給付費の支出額が計画値に対して96.8%、保険料収入額は101.3%であり、これはおおむね計画どおりというふうに考えております。

最終年度となる本年度は、現時点では3月給付から6月給付までの4月分の推移となりますが、計画値に対して32.6%の執行率となっており、4月の平均値を33.3%とした場合、平均値との差はマイナス0.7%となっており、こちらのほうもおおむね計画どおりの数字となっていると

考えています。

ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス利用控えや外出自粛等による高齢者の生活機能低下が給付費にどう影響するか、現時点では不透明な状況となっております。

認定者数はここ数年減少傾向にありますが、今後、要介護等の認定率が高くなる75歳以上の人口は増加する見込みであり、給付費も増加すると予測されます。どのサービスをどの程度見込むかについては、今後、推計作業に取り組むところでございます。

第8期の保険料につきましては、計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間における給付費等の見込額や保険料を御負担いただく65歳以上の方の人数等を基礎数値として算出することとなっております。今後、これらの基礎数値の設定を行い、介護保険運営協議会での議論を踏まえ、来年1月末頃までには保険料額を算定する予定でございます。第8期については、第1号被保険者の介護保険の費用の負担率が23%と第7期から変更がないことや、このたび大きな介護報酬の改定がないこと、ここ数年の給付費の伸びや介護給付費準備基金の残高を考慮しますと、現時点では大きな増額はなく設定できるのではないかと、このように考えておるところです。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。まず、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についての御質問について説明させていただきます。

ニーズ調査の集計結果としましては、本年4月に報告書として取りまとめ、6月の臨時会の全員協議会において概要を説明させていただいたところであり、これについては、3点目の御質問でお答えします在宅介護実態調査についても同様でございます。

ニーズ調査の結果から何が課題と特定し、どう対応するのかというところでございますが、まず、調査項目、生活機能については、全体として年齢が高いほど機能低下のリスクは高くなっております。特に運動機能低下については、男性より女性のほうがリスクが高いことがうかがえます。また、認知機能低下の該当者については、比較的年齢の低い段階からその割合が高いことが分かります。生活機能の維持・向上に向けた介護予防事業については、地域性に依拠して取り組む必要があるため、構成町村に委託して実施しているところであります。このたびのニーズ調査により把握された地域ごとの課題を踏まえて、引き続き、構成町村において、広域連合と連携を密にしながら取組を推進していくこととなります。

次に、調査項目、活動への参加意欲については、参加者としての参加について、約60%の方

がぜひ参加したい、参加してもよいと答えておられます。お世話役としての参加は約55%の方が参加したくないと答えておられ、お世話役としての参加には負担感を感じておられる方が多いことがうかがえます。一方で、約35%の方がぜひ参加したい、参加してもよい、既に参加していると答えておられ、こうした方の地域活動への担い手としての活躍が期待されます。

高齢者の生活支援や地域における介護予防の取組、居場所づくりなどについても、生活支援体制整備事業として、構成町村に委託して実施しているところです。介護予防事業と同様に、構成町村において取組を推進していくことになります。

続いて、調査項目の介護保険料と介護保険サービスについては、全体で約16%の人が介護保険サービスの量や内容は低下しても保険料はなるべく安いほうがよいと回答しておられます。その一方で、いずれの町村とも約30%の人が施設や在宅サービスの量は現状程度がよい、約15%の人が保険料が高くなっても施設や在宅サービスの量を増やすほうがよいと回答されています。保険料につきましては、できる限り低く抑えるよう努めてまいります。一定水準以上のサービスの質と量も確保せねばなりません。給付と負担のバランスを考慮し、保険料額の設定をすることになります。

低所得者への保険料軽減については、平成30年度から段階的に実施し、令和2年度に保険料の第1段階から第3段階を対象に完全実施となったところでございます。

保険料上昇は、広域連合のみならず、全国的な課題でありますので、財源構成の見直しなど、引き続き国に対して要望していきたいと思います。

次に、在宅介護実態調査の御質問でございます。

まず、介護保険事業計画の策定に向けた検討項目4点について御説明いたします。

1点目の在宅限界点の向上のための支援、サービスの提供体制の検討については、要介護度別に介護者が不安を感じる介護に焦点を当て、集計を行っております。集計結果としましては、要介護3以上で夜間の排せつ、日中の排せつ、認知症状への対応について不安が大きい傾向が見られております。排せつは、頻度や身体的な問題、認知症状を伴うケースなどが考えられます。また、認知症は、物忘れ、被害妄想や一人歩きなど、症状が様々であります。これに加え、家庭や地域環境などで対応も様々であることから、個別支援が重要であると考えております。これらの支援については、主に居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担っておられるため、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの支援や職員の資質向上に向けた取組を推進していく必要があります。

また、地域支援事業において、地域ケア会議の開催、認知症初期集中支援チームの設置、在宅

医療・介護連携推進事業などに取り組んでいます。これらの事業の推進により、相談支援体制の充実を図り、介護者の不安軽減を図っていくことが重要と考えております。

2点目の仕事と介護の両立に向けた支援、サービスの提供体制の検討については、介護者の就労継続の見込み別に介護者が不安を感じる介護に焦点を当て、集計を行っております。集計結果としましては、仕事に対して、問題はあるが何とか続けていける、もしくは続けていくのは難しいとする人で、認知症状への対応、夜間の排せつ、日中の排せつについて不安が大きい傾向が見られました。取組としましては、先ほど御説明したとおり、これらの介護不安を軽減していくことが重要と考えております。

3点目、保険外の支援、サービスを中心とした地域資源の整備の検討については、要介護度別に在宅生活の継続に必要なと感じる保険外の支援、サービスに焦点を当て、集計を行っております。集計の結果としましては、特になしを除き、全てにおいて移送サービスが高くなっております。また、要支援1、2では外出同行、要介護1、2では配食が高い結果となっております。要介護者の在宅生活を継続していくためには、これらのサービスの充実を図っていくことが重要となりますが、介護保険外の支援やサービスの推進については、地域づくり、まちづくりと密接な関係があり、地域の実情に合わせて取り組んでいく必要があるため、構成町村に地域支援事業として委託し、取組の推進を図っているところです。構成町村において、調査結果に基づく課題を踏まえながら取組を推進していく必要があります。

4点目の将来の世帯類型の変化に応じた支援、サービスの提供体制の検討については、世帯類型別、要介護度別のサービス利用の特徴や施設等の検討の状況に焦点を当て、集計を行っております。集計結果としましては、サービスの利用の特徴は、単身世帯では訪問系のみ、訪問系を含む組合せが、夫婦のみ世帯、その他世帯では通所系、短期系のみ、その利用が高い傾向が見られました。同居の家族がいる世帯では、通所系や短期系などのレスパイト機能を持つサービスを利用することで、介護者の負担の軽減を図っているものと考えられます。

次に、施設等の検討状況では、全ての世帯類型で、要介護度の重度化に伴い、検討していないの割合が減少する傾向が見られますが、その他の世帯では、単身世帯、夫婦のみ世帯に比べ、要介護3以上で検討していない割合が高くなっております。家族がいる世帯は、単身世帯に比べ、在宅生活の継続に向けた希望が高いことがうかがえますが、中・重度の要介護者については、家族等の介護の負担が過大になることも懸念されることから、必要に応じて介護者とその家族等への支援が必要であると考えております。取組としましては、地域包括支援センターによるケアマネジャーの支援、支援に携わる職員の資質向上に取り組んでいく必要がございます。

将来的な世帯類型につきましては、第8期計画の作成に向けた国の推計ツールの確定版が本年8月にリリースされ、今後、将来人口やサービス量、給付費の推計作業に取り組むところでございます。7期計画策定時の推計値では、総人口は減少し続ける予測でございます。また、65歳以上の高齢者人口は、2022年、令和4年をピークに減少に転じますが、75歳以上の後期高齢者人口は2040年まで増加し続け、高齢化率は38.0%になると予測しております。世帯類型別につきましては、詳細の推計値がございません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） まず、1点目の算定特例に伴う利用者の負担増をどうするか。連合長は、これを国の言うとおりにやってくださいということを書いていくつもりだと、算定は可能だというふうな態度を取られるということですね。実態把握していないと。ちょっと驚きを持って聞いたんですけども、連合長、これって、同じサービスを受けているんだけど、本人は全然責任も何もないのに、情勢がコロナで事業所が収入減になったから、今までしとったサービスを、2区分上のお金を取っていいよという内容なんですよ。言ってみたら、観光事業者や飲食店が外食すると言われて弁当が売れなくなったから1,000円の弁当を2,000円で売るといことですよ。そういう内容になるじゃないですか。それを使っている方が同意したら2区分上のお金を取っていいんだというこの制度、どう思いますか。どうして利用者がそれを負担増にしないといけないんですか。それをよしとする根拠を教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。少し乱暴な制度だとは思いますが、原則として、厚労省、国が制度としてつくった、動かしているわけですし、それに対して、では広域連合では特殊な方法を取りますということとはできないと思っております。全国一律の制度の中で介護保険は動いていかなくちゃいけない制度ですので、これは致し方ないと思っております。問題があるとは思いますが、問題に対しては、問題意識を持っていますけれども、しかし、制度として動いている以上、これは制度として受け入れざるを得ないと、今現時点ではそう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 国の制度として受け入れざるを得ないからそれをやるんだとすれば、全国的に悪評のあるGoToキャンペーンなんかを言われたら、そのとおり受け付けていくんだ。南部町の町長だけじゃなくって、伯耆町の町長さんも日吉津の村長さんもいらっしゃるけ

ど、あなた方、この間、日本海新聞の特集版にお盆で見ましたけども、コロナにどう立ち向かっていくかって随分立派なことを書いてあったじゃないですか。自分とこの町のお金を使うときには国の施策に上乘せをしてでも住民の暮らしを守ろうという立場が取れるのに、広域連合の問題になったら肅々と国の言うことを聞いて、することは仕方がない、連合はすることないんだ、ましてや把握もできないというのはどういうことですか。何でそんなふうにダブルスタンダードで考えることができるんですか。することあるじゃないですか。これでいえば、まず、国に対してこんなところに、使う人に、利用者に負担させるような、事業者にも負担増にならんことにするには、国の予備費等を使ってそれを補填すべきじゃないかってまず言っていかなといけんの違いますか。その次にすることは、まず広域連合内の実態をつかんで、そこを2区分以上取らなければ事業所が成り立たないところが幾らあるのか見て、その上げようとしている分の補填を3町村でコロナのお金でやればいいんじゃないですか。それについてどうですか。そうすべきですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。先ほども申しましたように、実態把握が非常に難しい状況にあります。ですから動き出したままで、今、6月から動いておりますので、まだその実態把握が確定できたところにはありません。ですから、まずはそういう実態があるかどうかということを、それを調べなくてはいけないと思いますし、各事業所の意向というものも必要だろうと思ってます。さらには、各構成町村の話を先ほどされましたけども、それはまた別のところで議論していくことになろうと思います。広域連合としてどうできるのかということをもたこの実態を調査しながら、構成町村とも相談していくということになろうと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そしたら、連合長、一つは、この制度がまだできて、6月で実態把握できていない段階で、その実態把握はしないといけない。これできますよね。だって国の制度やから、悪いことしてるわけじゃないんだから、この制度を利用しますかって聞きに行けばいいし、実態どうかってつかめばいいんですからね。そうしたときに、その次の判断ですよ。これはあまりいい制度ではないので、自分たちの町村がやっているように、持続化給付金に上乘せしたりとか、子育て支援者にお金を出したりとか、商品券をプレミアムを使ったと、そこにお金を使っていくように、事業者の支援と住民の、介護保険を使う人たちの権利と利用料の負担軽減のために、コロナの対策費を使ってでもこれができるというような制度は可能だということですね。今、連合長、私はそう言うたと聞いているんですけど、そんなふうに理解していいですか。国にこの予備費で充てると、こんなことするなということと、いけなかった場合には、広域連合で

きなければ、広域連合が把握をして、それぞれ町村で取り組むと、そういうふうに理解していいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今回の臨時交付金というのは使途というのが一定決まっています。したがって、その使途ができるかどうか、まさに国が片方では介護保険の中で収受しろという具合に言っているわけですね。それをあえて一つ一つの町が、または広域連合がそれを補填しましょうということが可能かどうかというのは、私はここで広域連合長として簡単なことでは言えません。県や国からの制度の在り方や、冒頭申しましたように問題点はあると思いますよ。ただ、簡単にそれをじゃあ臨時交付金を使って手当てしましょうという趣旨には、今ここで簡単にはできません。その返答はできない項目だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 何とかしないといけないとは思っていますかという質問が一つ。それと、確かにおっしゃるように、コロナのお金とか限定することはないと思うんですよ。でも勝手に国が決めてきたんですよ。勝手に国が来て2区分上でいいと言うたら取ってもいいよという制度をつくるんですよ、金額決めとって。だったら国が補填するのは当たり前でしょう。それをおいそれと、ああそうですか、分かりましたってするんじゃないかって、その分は国がちゃんと見てくれるんですねって言っていく行き方をしないといけないんじゃないですか。そのことを言えますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まずは、先ほど申しましたように、果たしてそうやって2段階上の利用料を請求したり、それから利用者に同意書を求めるような実態があるかどうかということがまず先ではないかなと思っています。始まったばかりの制度でして、何度も申しますけれども、コロナの対策が各施設ごとそれぞれ違う中で、どの程度までやったら2段階上上がるのかというようなところもよく分からないところもあると思います。先ほども言いましたように、利用者に制限を、2段階上のお金がもらわれなければ、今度から来てもらったらいけんよみたいな乱暴なことがあってはなりませんので、まずはその実態というものを調べ、そして議員もおっしゃるように、できるだけ御本人にコロナの影響によって負担が増加するようなことがないようにという具合な思いは持っています。しかし、それが各町や、それからこの広域連合で対応できるかどうかということは、国の制度として動いていますのでね、そのことによって介護保険の制度自体をねじ曲げるようなことになってはなりませんので、そこは十分に県や、それから国と

の調整をしながら臨んでいきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） このことばかりできないんですけども、なるほどおっしゃることとは、そしたら広域連合がまず実態を、国が事業所に対してこういうことをしていいよと言うてきたということは、事業所も危機状態にあるということだと思っんですよ、コロナの影響を受けて。商店とか、一般事業者と同じようにね。そういう背景の下で出てきているから、事業所じゃ相当厳しくなっているだろうという認識は持ちやすいと思っんですよ。

次に、その助け方、まず国が本来負担すべきだろうなとどなたも思っていると思っんですよ。私、それは一致すると思っんです。何を言うてるんだ、国が予備費でやればいいじゃないかと思っていることと同時に、それができなかったときに、介護保険制度の中でやれと言うんだから、できないではないですよ。あなた方がいろんな制度の上に、町が独自で支援金とか出しているじゃないですか。介護保険で事業所を利用して、2区分上の分が言われた人たちについては、その人たち把握したら、その分については支援金として利用料負担減のために出しましょうという制度は町村独自でつくれるやないですか。あなた方がいつも予算書でいろんなこと、私たちが考えられないようなことをいっぱいしてくるじゃないですか。商品券に何とか上乗せしようとかいって。それと同じことですよ。それを介護保険やからできないということがおかしいと思っんですので、もう少し頭を軟らかくしてもらって、実態つかんで、事実があった場合にはすぐ対応して、国には言えなかった場合は町村が何かの形で支援制度をつくって、利用料増にならないようにすることを求めたいと思っんです。これは一致しますよね。確認しておきましょか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） もう一度繰り返しになりますけれども、介護保険法という制度の枠の中でこの制度が動いています。ですから今の言っておられるようなGo Toキャンペーンだとか、それとはちょっと趣旨が、趣が違っと思います。その上に、どうやったら例えばコロナ禍の中でも東京や神奈川とは違っ状況にあるこの鳥取県の西部地区の中で、果たして本当にそういう上乗せまでかけて利用者に負担をさせなくちゃいけないかなという私は疑問も持っています。安易にそこに、住民の皆さんの負担というところに、国が制度としてやったところに、多分、臨時交付金を入れるということは不可能だろうと思っんです。私の今の感覚ですよ。国の制度としてやったところに臨時交付金をまた入れるというような制度をやったら、初めからそんな制度をする必要はないわけですから。そういうところに少し首長として悩み、迷いはありますけれども、議員

がおっしゃるように、少し理不尽なやり方だなというのは私も同意、同じ考えです。少し、何ていうんですかね、国や県と調整をさせていただきたいと。どういう考えでどうするのかということ。一つの自治体や連合ではできるような問題ではないと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私が言っていますのは、介護保険の中にお金を投入するのと違うんですよ。利用料を2区分上乗せした分を何らかの形で支援金で出すことは可能だって言っているんです。あるじゃないですか。介護保険利用者支援金とか通所利用者支援金を出して、そういう事態になった場合には可能だということで、本来であればそういうところがあるのかどうか心配せんといけんということだから、つかむと思いますし、つかんだ結果はまた聞きますからね、この管内にそういうふうに2区分取ったことあるのかと、それに対して各市町村や広域連合はどういうふうな対応をしたのかということをお聞きしますので、今言っているのは介護保険法の中で難しいことしろと言っているのではありません。もし、そんなことはないと思うけれども、2区分上のお金を払えとってやむなくなった場合には、その対象者には市町村独自の支援金制度等で補填することはできるのではないかと、本人にお金を渡すことは可能だということをおっしゃっているんです。そんな難しいことではない。一番いいのは、国がきちんと補填するのが一番いいと思いますけれども、私たちが何をやるかということ、私たちの仕事は、国がやってきても、大きな住民に負担のしわ寄せするときにはガードせんといけんと思っているんです、私たちは。そのガード役を果たしてくれと言ってますから、あらゆる工夫をしてそういうことを避けてほしいということをおっしゃって、次に参ります。

広域連合では、8期の介護保険、来年度からの保険料を算定するために事業計画等をつくっていくんですけれども、ここで、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っています。これにはそれぞれの課題を探すことを目的としてしているんですけれども、私がこのニーズ調査の中でやはり一番連合長ともお話をしないといけないのではないかなと思ったのは、2ページ目にある生活がどうですか聞いてることと、8ページ目に書いてある保険料についてどう思うかのところなんです。

御存じのように、65歳以上の方々は年金生活の方が多いです。所得段階を見ても分かりますように、低所得者の方って言われる方が多いです。それらの方々が多の中で、生活が苦しい、やや苦しいを合わせたら、南部町は3割を超えてきています。棒グラフを見てもらったら分かると思うんですけれども、同様に、伯耆町が27.1%、日吉津村は25.2%で、若干町村での開きはありますけれども、25%から30%の方々が大変苦しい、やや苦しいという中に入っています。

問題は、このニーズ調査をしたのは介護保険を使っていない方々の声です。もしかしたら介護保険を使っていない方は一生使わないで終わる。この方が約8割いますからね、掛け捨てと言ったら語弊がありますが、掛け捨ての保険を払っている方々なんですよ。その方々の暮らしがやや苦しいと大変苦しいで3割を占める。

一方、8ページにある保険料について聞いたときに、先ほど事務局の方も紹介してくれましたが、保険料はサービスがちょっと減っても安いほうがいいんだよというのは半分に落ちちゃうわけですね。大変苦しいけれども、我慢して今のままでいいよという人が半分ぐらいおって、半分ちょっとの方々が、やっぱり保険料は安いほうがいいですわと、こう言っているわけですよ。大前提は、安いほうがいいと言っている方々は、払っているから言っているんです。払ってないん違うんですよ。もうお金がない中で払っている人が言っています。

それともう一つ特徴的だったのが、保険料はどうですかって聞いたら、3割以上の方が分からないと答えているんです。この分からないというのは、保険料が自分がこっだけ払いますよ、取っていいですよと言わずに一方的に年金から取っていかれてるもんだから、もしかしたら取られていることが分からない方もいるかもしれません。

そういう中で、こういう数字が出てきました。連合長、高齢者の暮らしをどう見るかということと、もう一つは、介護保険料を払っている方々はそれでも安いほうがいいですわという、この声の数字をどんなふうに見られますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。高齢者ももちろんですけども、一般の生活者の数字を反映した数字ではないかなと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 一般の方々も含めて、暮らしている中では、3割近くの方が苦しい、やや苦しいという感覚を持っておられるということはこれでも分かると思うんですよ。

次に押さえたかったのは、そういう苦しい人の中でも半分の方々は、それでも払いますよと、こう言っているんですよ。でも半分ちょっとの方は、やっぱり安いほうがいいですわ、何とかしてくださいって言うときに、今度あなた方が次の保険料を幾らにするかって決める立場に立っているんですよ。そのときに、そうはいつでも介護保険の量があるもんだから、お金を増やさないといけないということになる前に、高齢者の生活実態を見てほしいというところでは、このニーズ調査はこの数字を物語っているのではないかと思うんです。それを見たときに、やはり高齢者、今度65歳以上の保険料を決めていくときに、ここをしっかりと見た上で保険料を決め

ていくことをしてほしいということについて、連合長はこのことに対してどのようにお答えなさいますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。同様に、やはりサービスを求める声もこの中で聞かれるわけです。私の視点が間違っていなければ、値上げをせずにサービス量は低く抑えたほうがいいという意見と、サービス量は増やしながらかねども値段も上げてもらっても構わないという御意見がほぼ釣鐘状になっていると思っています。この辺が悩ましいところで、この辺りのところをどう読み取って第8期につなげるのかというのが課題であろうと、こう思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そのことで、今、事務局長が答えられた、ここで事務局長がどう言われたかということ、見通しも話してくれたんですね。そのときに、今の介護保険の財源構成の見直しも国に対して言うていくことを示唆なさったんですけども、連合長も同じ気持ちですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。これは各自治体の中で介護保険の利用料が上がってきているということは大きな課題だと、もう限界点に達しているというのは課題だということを全国町村会の中にも出ていますので、これは共通認識だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） それでは、共通認識なので、介護保険料を決めていくときに財源構成はこのままのやり方でいけば、十分上がらないにしたって、まず下がることはちょっと考えられないかも分からないんですね。少なくとも財源構成の見直しは地方からも各自治体の長として国にやっていくのだということを確認しておきたいと思います。

そこで、このニーズ調査の中では、一つには、地域の抱える課題を特定することと書いています。地域の課題特定については、各市町村ごとにつかんでもらうのだというようなことがあったと思うんですけども、この地域の抱える課題を特定することというのは、もしかしたら各市町村に任せたとするのは、各町村で課題というのが出てきたのかなと思うんですけど、その点についてはどうなんですか。地域の課題を特定するというのは、具体的にはどういうことが上がってきているということなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。ニーズ調査につきましては、各町村の数値というのも表のほうに表れていますが、把握できるようになっております。それぞれ似たような傾向には

ありますが、各町村それぞれの特徴がございます。この辺を構成町村のほうと情報を共有しながら、一般介護予防事業ですとか生活支援体制整備事業等の地域の特性において町村で実施する部分につきましては検討をしていただくように、連携を密にしながら進めていきたいと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今日時間がないのでそれ以上問いませんが、今回のニーズ調査の目的を、地域の抱える課題を特定するというのが大きな柱の一つですから、それをつかんできたというのであれば、各町村によって若干違いがあるが出ているということであれば、それが分かる資料等について、後で議会に出しておいてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、次に、在宅介護実態調査の結果とその対応についてお聞きしていきます。

これは、要支援・要介護認定を受けている方に今度は質問したという内容なんです。これにも非常に興味深い、そういう意味ではアンケートとか実態調査というのは本当に大事なことだなんて私は思ったんですけども、例えば単身世帯が20%、高齢者の夫婦のみ合わせたら33%になっていく問題、それとか介護者の年齢が60代で37%、70代が18.1%、80代以上の介護している方が16%、このような数字が来たときに、本当に老老介護というのが浮かび出てくるということになるわけですね。

ここで4つのことについて話しされたんですけども、この中で、どのような支援が望まれているかっていうところで、5ページですか、そこにあるんですね。これはどういうことをするかというと、介護保険で在宅限界点の向上と言っているんですよ。なるべく家におってもらって、どこまで支援したら家で住むことができるかなということを追求しようというためにこれを取って、資料を出してきているんですね。そしたら、そこから見たときに、家でずっとおるときにはどんな仕事を一番手伝ってほしいと思っているかということに上がってきたのが断トツでその他の家事なんですよ。家事って、火事じゃないです。家の家事ね。家事が86.4%。次に、外出に行くというところを助けてほしいというのが77%ですか、上がってきている。ちょっと私は数字が間違ってるか分かりません。その家事のことを言います。

連合長、これ見たら、私たちは必要だったら施設をつくれればいいと思いながら、国はなるべくお金を使わんために、在宅、在宅、在宅って言っているんですね。在宅介護点を向上させようと思ったら、何支援してほしいですかっていったら、家事を支援してほしいと言っているんです。自立のために。ところが現状どうですか。ホームヘルプサービスとか、そういうところが削られ

てきているんじゃないですか。全国的にはホームヘルプ、訪問介護の方がうんと減ってきていると数字が上がっているんですよ。そういう点から見て、今、いろんな手助けが欲しいというようなところであるホームヘルプサービスのようなところが今後必要になっていくのではないかなと思うんですが、連合長はどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。項目自体がほぼほとんど家事を並べていますので、おのずと今言われたようなことになろうと思います。在宅を支える中で、やはりこの中で移送サービスであったり、そういうところがやはり私はこの表から見取るべきじゃないかなと思ってます。

しかし、一定の中で、今言われたように、配食であってもこうやって10%前後、調理の支援ですか、こういうところも1%から多いとこで9%ぐらいですか、非常にそのばらつきもあるんだなという具合に思ってます。この辺りの分析を事務局のほうもしっかりやりながら、次の8期につなげていきたいと、こう思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。在宅実態調査の家事というところで配食、調理、掃除、洗濯、買物、ごみ出し、外出同行とあるんですけども、こちらについては、介護サービスのホームヘルパーにつきましては、例えばごみ出しですとか外出同行、買物については、ごみ出しはちょっとなかなかできないところがありますし、介護保険のサービスとして提供できない部分というのがございます。全部が全部できないわけではないんですけども、要件等がありましてできない部分がございます。やはりここは介護保険外のサービスというところの生活支援のサービスの充実というのが大切になってくるところでございます。これについては、国のほうも生活支援体制整備事業という事業で地域の生活支援のサービスを充実していこうということで進めておまして、構成町村のほうに地域支援事業のお金で委託をしているところであります。この実態を含めて構成町村と検討しながら、このサービスについての対応については検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そうですね。介護保険では、例えば外出支援とか家事のサービスとかというのを削られてきた経過がありますからね。当初は全部介護保険の中でできたんですよ。それを削ってきたんですよ。削ってきて、身体介護に限るよって言いよったら、何の何の、単独世帯や高齢者がいざ住み始めたらどういふところへ支援してほしいかって、おっしゃるよう

に、連合長もお認めになるように、主な介護、行っている介護はどうかといったら、身体介護どころか生活介護がすごく多いわけですよ。ここを削られてきたもんだから、今度は生活介護サービスでやりましょうっていうことになってくるわけですよ。どっちにしてもいいかもしれず、実際は、介護保険制度というのは実態に合わないところでどンドンどンドンこういうことを削ってきて、それは介護保険じゃないですよって、こうやってきて、ほかので、市町村でやるんだっていうようなやり方をしてくるわけですよ。でも大前提は、65歳以上の全ての方々は介護保険料を払っている介護保険で起こっていることなんですね。いいけども、あなた方が払っている介護保険料でこんなもん見ないよって言うのがこの制度なんですよ。だから当然、私たちは本来はきちっと面倒を見るべきだと思いますが、それができないのであれば、生活支援サービスで住民負担のないようなことが、今、広域連合の中で一番求められているのはここだということを確認できると思うので、第8期については、ここの充実したところがしっかりと出てくると思うので、注目したいと思います。

次に、介護者が仕事しながら介護できるかということも聞いているんですよ。少ないけれども広域連合内にも介護のために仕事を辞めたという方が、自分じゃなくっても、主な生計者じゃなくってもやるというのは約5%ですか、4.7%、2つ合わせたら、出てきたんですよ。介護保険が始まって、全国の資料では、厚生労働省の資料を見たら、介護離職というのは介護保険スタート時点から2倍以上になってきていると言っているんですよ。ということは、介護の社会化と言いながら、実際は、十分な介護体制がないもんだから、どなたか家族が辞めて介護しないといけない状態というのが続いているということなんですよ。だとすれば、ここまで聞いてくださって、介護が大変だと、仕事を何とかやりくりしながらやっているという実態がこのアンケートで浮かび上がってくるわけですよ。そしたら、在宅介護を進めようとしている中では、このように働きながら介護をなさっている方に対して、今、どのような介護が必要なんだということを感じているわけですか。制度的には全国の職場が介護休暇を取るとか、一定の補償のね、そういうことも考えられると思いますけれども、例えば今の介護保険制度の中で、こういうふうに働きながら介護されている方を支援しようと思えば、どのような施策が必要になってくるとお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私はこの調査結果を見て、やはりそうだろうなと感じました。2つに分けた場合、例えば南部町、または伯耆町、日吉津村で一緒に同居して自分が親の介護をしながら仕事を続けていく上で、排せつの問題や、それから同時に認知症の進行というのは、続けていくために重大な問題であろうなと思います。もう一方で、こちらでは単身の高

齢者がいつつ、都会部でこちらを出身された方が働いている。その中で、こちらに帰って介護をするのか、離職をしてでも帰るべきなのか、そうではなくて、施設に入ってもらえるのかというような問題もきっとあるだろうなと思ったところです。この排せつであったり、それから同時に認知症の対策というものをもう少ししっかりやっていくことが大事だろうなと思っています。今でも、今回の8期の大きなポイントが認知症対策だと、どんどん増えていく認知症にどう対応していくのかということが課題だろうと思っていますので、この辺りの数字をしっかりと見定めながら対策を練っていくということが肝要だろうと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 次、続けていきます。そうですね。課題で明らかになりませんが、南部町でも最近一つ実例としてあったのは、介護保険制度と障害者の自立支援制度を使いながら、24時間の介護ですよ。なかなか大変だけれども、こういう制度を公の制度の中につくっていった。しかし、それでも、24時間といっても、家族に負担がかかってくるってなるわけですよ。そこで、少なくとも24時間の巡回介護、それと夜間の排せつ等について、より具体的に支援できるような人材確保と事業所の確保等が私は広域連合に求められていると思いますので、御検討すべきだと思うんです。それでもなお生活の限界点引き上げて在宅で暮らすなどと言いながら、ここへ出てくる、次ですね、9ページには、それでも施設入所を検討せざるを得ないんだというところが2割近くあるわけですよ。この数字を見たときに、考えてみてください。家族に認知症の方がいて、仕事しながら認知症の家族の方をデイサービスも使いながら夜間見ることができるのか。夜間の排せつ等を必要な方に夜も起きて介護して、日中働きに行くことができるのか。そう考えたときに、やはりどうしても短期入所も含めて施設の充実ということが幾ら国が言おうと課題になってくると思うんです。その点で、連合長はどのようにお考えですか。やはり何といっても特養ホームとか、認知症の方々をケアしていくグループホームの充実とかということは求められてくるのではないかと。さらには軽度の方々でいえば、介護保険とは関係なく、軽度の老人ホームで自立し合ったぎりぎりの方々が生活するような場所も必要になってくるのではないかとということも含めて、どのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。御家族が介護の手を休めるいわゆるレスパイトの利用だとか、週に2日3日デイサービスを利用していたということが、やはり介護を続けていく一番大事なエネルギーの補給源になるだろうと思っています。さらには、今おっしゃるように、それを一歩進んでいけば、または高齢者同士のお住まいの中で、片方の方の介護度が上がったとき

に、今おっしゃるように施設入所ということはどうしたって出てくるだろうと、これは思います。高齢者の比率が増える。そして平均寿命が延びていく。これはどうしてもそういうことにならざるを得ないだろうと思ってます。そういうところを施設入所に限って考えれば、どうやって安くて良質なものがそういう方にできるのか、またはそのことによって介護保険の負担、給付というものに対するバランスが取れるのかどうか、こういうところを総合的に考えるのがやはり第8期の大事なところだろうなと思っています。一番冒頭でも申し上げましたように、社会構成が変わっていく。ですから今まで私たちが当たり前に思っていたそれぞれの町の姿と、構成がこれから変わっていくことに対して、どんな準備を備えていくのかということが求められているんだろうと思ってます。十分その辺りのところを来期に備えて検討したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私はそういう意味では今回の2つのニーズ調査と実態調査というのは、それぞれのことを反映している貴重な資料が出ているなというふうに拝見させてもらったところです。

それで、あと時間がないので、次、どこに行きたいかということ、持っておられたら開けてほしいのは、10ページ、11ページの介護保険サービスの利用をしていますかどうか。これ誰に聞いているかといったら認定者に聞いているんですよ。介護保険サービスを利用していますかといったら、1割の方が利用していないって返ってきたんですよ。11%の方が。その次、その横ね、利用していない理由はいろいろあります。一番大きいのは、本人が利用する意思がないんですよ。幾ら介護の認定を受けても。それは置いておきましょう。一番問題なのはここですよ。利用料を支払うのが難しい、こういう方が8.6%いらっしゃる。認定されても払うのが難しいのでかからないのだ。これの大前提は、65歳以上の方ですから、1号被保険者の保険料を払っているんですよ。保険者の皆さん、保険を安定させるためにそういう方々からお金を取っておいて、いざ使いたいけれども、認定も受けてるのに使う段になったらお金がないからかかれないという人をほっとしているんですか。ここに対する責任をどう感じますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。一つには、間違いなくそういう方もおられると思います。一番冒頭の中の3割の方は生活に対して不安を持っておられるという方ですので、間違いなくそうだと。ただ、ここの未利用の理由というところは、ここにはありますように複数回答ですので、利用料を支払うのは難しいという方のこの数字をそのまま約1割に近い人が利用したいんだけど利用できんのだわと、こう読み取ることは非常に難しいんじゃないかと思います。

ただ、そういう方もおられるということは連合長として理解しているつもりです。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長がいつか本会議で言ったまさに困った人ですよ。本当に困っている人を助けたい。今困っている人が実際にいるんだという数字が出てきたわけですね。いろんな捉え方はあるでしょう。複数回答ですからね。だとすれば、ここにどう手を伸ばしていくかというのは、連合であろうと行政の仕事だと思っています。私は、あなた方がこの実態調査を取るときに、ニーズ調査のときに名前も聞いたじゃないですか。ということは、どういう方から返ってきたかっていうことをプライバシーが守れる形でつかんでいるんじゃないですか。だとすれば、かかりたいけどお金がないでかかれないという方を見つけて、町村と一緒に早急に対応することを求めています。

最後に、4つ目の課題で、介護保険料は次期どうなると考えているか。先ほど職員の方が、担当者の方が言ってくださったのは、来年度に向けては、1号被保険者の負担割合が変わらないこと。23%ですか、上がらないんですね。今まで1%上がったから、少なくとも500円ぐらいいは無条件で上がっちゃうんだということ言ってたんですけども、それがなくなった。今の報酬の改定もない段階。それともう一つは、今年、それから令和元年度を見る限りでは、黒字ですからね、上げていく根拠、そうは上がるということにならないのではないかとはいいましたが、上がる根拠はないんじゃないですか。確認。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。根拠とか、そういうことではなくて、今ここに手持ちのそういう資料がありませんので、これからどういうサービスを、今、真壁議員が言われたようなサービスを潤沢に連合でやっていけば、皆さん喜んでいただけるかもしれませんけども、もちろん影響してきます。ですから、どの辺りのところでサービス量を決めるのかということにかかっていると思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 介護保険制度ができて20年たちました。その間に、第7期ですから、6回の介護保険料の改定がありました。どんどん上がって、今は当初の2倍以上です。これ2025年には8,000円になるのではないかと大阪の社協等が試算していました。8,000円になれば、年金暮らしの方々はまだ生活が破壊されるというふうに言っています。今、このアンケートの中で見たように、困った人たちがいるのは現実です。お金を持ってゆとりのある方ばかりではありません。行政の仕事は困った人を助ける仕事ですよ、連合長。だとすれば、そ

の方々からも介護保険料をひとしくもらっていく、所得段階でありますけども、するときには、最大限高齢者の暮らしを頭に入れて、介護保険料をどう設定するかということを考えて、少なくとも現行より高くなることはない、引下げ可能であれば下げていくことを求めて、質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で8番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わります。

日程第9 議案第13号

○議長（秦 伊知郎君） これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第13号の令和元年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計の決算について反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） マイクが入ってませんので。

○議員（8番 真壁 容子君） 入ってますか。すみません。

○議長（秦 伊知郎君） もう一度最初からよろしく願いいたします。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第13号の令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計の決算について反対いたします。

理由は2つです。一つは、今回指摘したいのは、負担金の在り方の問題です。最初の議会、先ほどでも質疑もさせていただいたんですが、この負担金が、現行では負担率が公平にすることが10%、あとは人口割と実績割というのがあってあります。つくづく、いろんな西部広域行政とか

あるんですけど、考えてみたときに、やはり公平にいくのであれば、実績割するのが本当ではないだろうかというふうな思いに至っているわけです。それで、財政面ってどこも厳しいですから、そういうことといえば、連合長も町村から声が上がれば検討も可能ではないかということをおっしゃってありますので、ぜひともそのことを含めて検討してほしいということです。現行の在り方について疑問を呈しているというのが第1点です。

2つ目の問題は、全国で市町村が介護保険の保険者になってやっていますが、確かにうちの町のように広域連合等をつくってやっているところもあります。小さな町でもそれなりに介護保険の制度を単独町で行っているところもあります。今回、特に介護保険の制度ができてから、地域包括センターというようなことが言われてきました。そのときに問題になったのが、地域包括等、地域のことは広域連合で対処できるのかということ、今は各町村でやるんですけども、この介護というのは、幾ら保険制度といっても、行政の中でいえば医療や福祉や介護というのは切っても離せない内容になってきていると思います。それともう一つは、地域内で経済循環していくためにどのような施設が自分とこの町にあって、どれぐらいの方々に介護の仕事に就いてほしいのか、ないしは移住定住にしても、こういうような町をつくりたいから自分たちは施設をつくって若い人も動員したいというようなことを考えていくまちづくりの点からしても、私はこの介護というのは非常にそれぞれの自治体の柱になってくると思っています。そのときに、それをそこだけ切り離してやるということは、広域連合自体は保険屋さんになってしまっているということがやはり私は頭の中にあるわけです。実際的な取組とすれば全て市町村に委ねることになっていくわけです。介護というのは、保険制度は、やはり保険を使っていけないということになれば、予防とかということも、これは介護保険制度をつくっている保険を使ってするんじゃないかって、町村にも委ねていかないといけないこといっぱいあるわけです。それを考えたときに、今後を見通した場合、やはり私は原点に立ち返って、20年たって、介護保険の広域、今、連合を組んでいることのメリット、デメリットを精査して、今後の町で介護や医療を進めていくためにはどの在り方がいいのかって考えていかなければいけないというふうに考えています。私は、そういう意味では、連合で取り組むのではなく、町村で取り組むことも今後検討していくべきだという意見を出して、一般会計に反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第13号は、賛成の立場から討論させていただきます。

今、負担割合のことを言われましたが、10%の分ですが、均等割ですね、これは共通経費と

かいろいろあるので、恐らくそれでできたんじゃないだろうかというふうに私は解釈しております。連合とか、いろんなところへ行ってもやっぱり最低10%、15か20のところもありますが、共通経費という立場で、これは財政規模のことがあればちょっとそういうこともあるかなと思いましたが、連合長はそれに対していろいろと検討するじゃなしに、考えるというようなことも言われましたので、ちょっと聞いてみたいと思います。

あと、広域連合について、前から言っておられますが、メリットやデメリットの検証はそろそろ必要じゃないだろうと言われてましたが、広域連合は20年間、介護保険と同時にやりましたが、今のところはデメリットってあんまり聞いたことないですね。やっぱり財政規模が、分母が大きいということは、安心して皆さん方が介護を受けれるという会計になっておりますので、私はそれは最高によかったじゃないかと思えます。

今言われましたように、医療、介護、福祉の連携等が必要になれば、もうちょっと市町村にそのことをすればいいんだと言われてましたが、それはそれで介護予防のところは地域密着で、地域総合支援事業等で市町村はやっておられまして、そういうことで、この広域連合の一般会計については一つも問題ないと、いい具合にやっているということで、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第13号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第10 議案第14号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第14号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第14号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いた

しておりますので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の令和元年度広域連合の介護保険特別会計に反対をいたします。

一番大きな理由は、介護保険料が高いということです。私たちはこの春、コロナの前に住民の方々にアンケートを取らせてもらいました。公共料金等を下げしてほしいという声があるんですけども、その中でもどれを下げしてほしいかというようなことを聞いてみたら、私はどれが一番来るのかなと思ったら、介護保険料が高くて何とかしてほしいというのが一番公共料金の中で多かったのは驚きましたが、65歳になった方々が65歳ショックで起きたときに驚くというのが現状です。何回も言うように、払っている方々の8割は使わないで一生を終えるという制度です。国がつくったから仕方がないと言いますが、私たちが自分たち自ら年老いても元気で暮らしたい、この町で暮らしたいとか、そう言っている中では、やはりおかしいことはおかしいと言うていかへんかったら、自分たちの生活、首が絞められてくるなという感じがするわけです。

今回も、介護保険制度そもそもは、広域連合独自でこういうことをやったというのではなくて、制度の中での問題点があまりにも多いということで反対しているんですが、例えば今回出てきた、去年からですか、前年度から出た保険者機能強化推進交付金ですよね。要は自立支援、重度化防止と言って、ここを取り組んでいるところの評価点を出して、それと被保険者の数を掛けてしようということで、金額は大したことないんですよ。ところが何が狙いかというと、これを保険者同士競わせるということですよ。それも先ほど委員会で出してもらったら、こんなに分厚い資料を、国が出してくるんだと思うんですけども、いろんな項目があって、これに職員が一々して、これを出さないとこのお金はもらえないと。一体国は何をやられているのかと私は思っちゃうんですよ。そんなことをするより調整交付金を増やせばいいじゃないかって本当に単純に思っちゃって、怒りすら覚えてくるという内容なんですよ。

それに介護保険制度はそもそも、65歳以上の方々が年取って介護が身体的に問題になってくるし、介護が必要となってくる方々に自立を促して、そうですね。誰かって介護でお世話になりたいなんて思ってないんですよ。その方々をどうするかということで介護の社会化であったところが、この20年間で、保険料は上がる一方でサービスは切り取られてきたというのが現状ではないでしょうか。私は、20年たった今こそ自治体の首長も含めて声を上げて、やはり負担割合を見直せということと介護保険制度そのもの自体も見直すべきだということを声を上げるべき

だというふうに思っています。

今回は、令和元年度の特別会計を見たら、1億余りが収支で出たんですね。そのうちの9,000万がいわゆる保険給付金で不用額になった分ですよ。これは、何回も言うように、監査の方々も予防に努めた結果っていうことがしっかりと出ればありがたいと思うんですけども、国は全体的には抑制を仕掛けてきているわけです。そういうことでいえば、ニーズ調査や実態調査で分かったように、本当に切実な介護はどういう内容かというのはつかみかけつつあるし、それをしていくにはお金がかかります。しっかりと原点に戻って従来の半分は国が負担して、介護をしかりとできるようにということをしていって、介護保険制度そのものを変えていくべきだということを皆さんと一緒に指摘していきたいと思えますし、そういう立場から反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この議案第14号については、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに今回の特別会計、1億914万1,000円ほど実質収支になっておりますが、今まで介護保険、3年を1期としてやりまして、1年目は黒字、2年目はとんとん、3年目は赤字でフラットになるという流れでございましたが、今回はこのように実質収支がプラスになったというのは、今、真壁議員が言われました、保険給付費が全部で9,200万の不用額が出た。これは、監査委員さんの意見がありましたように、第1号被保険者数は増加していますが、一方、要介護認定者数や認定率が低下している云々で、医療への移行など複数要因が考えられますが、特に構成市町村において拡充を図っている介護予防事業の効果が現れたと思えます。私はこれ一つに尽きると思います。今、反対者が言われました国がそのように仕向けているじゃないかと。そのとおりだと思います。国は予防に向かって今走っておりまして、それによって、出現率とか給付抑制じゃなしに、元気のあるお年寄りを、高齢者をつくっていかうと、そのような制度に持っておられます。そのような予算も出てますし、介護保険ばっかしじゃなしに、国保とか、市町村の支援にもそのような予算がついて、いろんな皆さんが100歳まで介護保険を利用でき、要介護状態になればもう堂々と使うと、その代わりそこまで頑張っていくような国の制度でございまして、介護をさせないような政策は国は行っておりません。いかにも元気で長生きしていただきたいという、そういう予算に国はなっておりますし、広域連合の決算を見ましても、そのような成果、結果が出ているということは、それなりに評価していいんじゃないかということを思いますし、こういって第8期の保険料が今までどおりか、それよりもちょっとでも下がるようになれば、

まだまだ効果があったと大きな声で言えると思いますので、御検討いただきたいということをし述べて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第14号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第11 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第15号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第15号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第15号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第12 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第16号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、細田栄議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、細田栄議員からの申出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、令和2年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議なしと認めます。

これもちまして令和2年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時33分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 8月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、議員各位の終始極めて真剣な審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、お礼を申し上げます。

執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって御協力をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げますとともに、議員各位から述べられました一般質問あるいは質疑等につきましては、施策を実施されるに当たり、一層地域住民の信頼と安心のために御努力をなされますよう要望する次第であります。

さて、残暑が厳しい折、引き続き猛暑が予報されております。開会冒頭でも申し上げましたが、本年度は新型コロナウイルスに注意を払い、熱中症対策に加え、感染予防にも万全を期していただき、議員各位の健康とますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうも御苦労さんでした。

連合長挨拶

○広域連合長（陶山 清孝君） 全議案とも御承認いただきましたことを改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

先ほども議論の中でありましたように、第8期の大事なところに至っております。高齢化率や、さらには構造自体が構成3町村、変わってきていると思います。いただきました御意見を改めて事務局のほうと確認しながら、一步一步進めていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。
